

信託のチカラ

円建債券ユニット 2011-09

実績配当型金銭信託(単位型)

信託のチカラ

- この商品は、お預りした財産を当社が委託者兼受託者となる単独運用指定金銭信託（以下「指定単独運用信託」）を通して値動きのある有価証券に運用しますので、これらの有価証券の発行体の信用状況の変化や金利等の指標の変動などを要因として、この商品の基準価額は変動します。基準価額が下落すると、損失が発生し、信託元本を割り込むおそれがありますので、ご注意ください。
- この商品は、金融商品取引法第2条第2項第1号に掲げる権利（信託受益権）に該当しますが、所有者の上限を499名としているため、その取得の勧誘は同法第23条の13第4項に規定する少数向け勧誘に該当します。したがって、この商品について、同法第4条第1項に規定される有価証券届出は行っておりません。

お申込み・商品説明書の提供場所及び設定・運用は

商品のポイント

- 実績配当型の金銭信託の仕組みを活用、お申込手数料は無料です。
- 原則として、約3年半後の信託償還時の元本確保を目指します。
- 主にA格以上の円建債券に投資します。

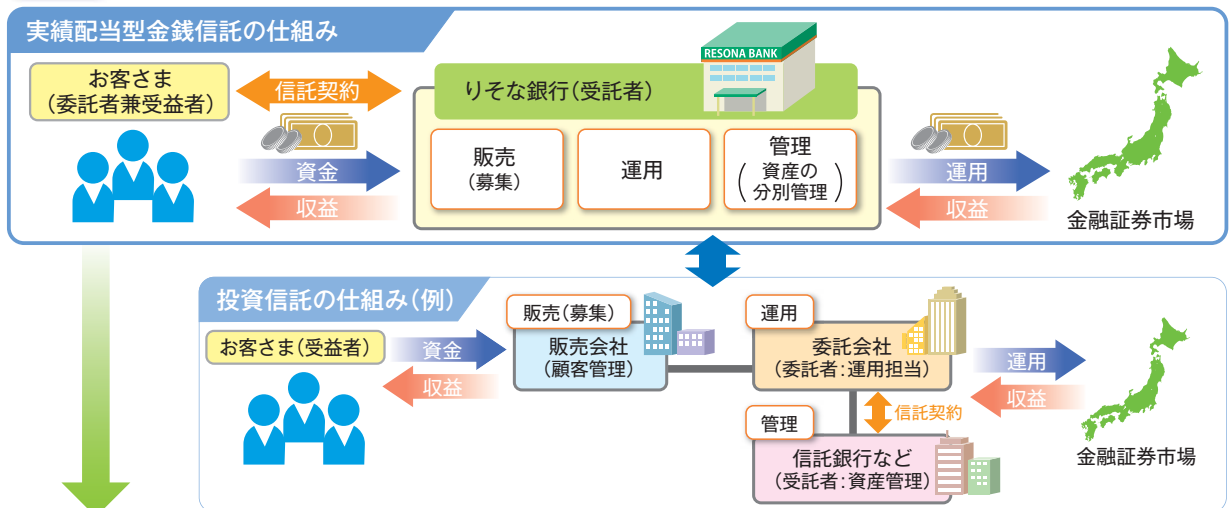
商品の特色

1

実績配当型の金銭信託の仕組みを活用、お申込手数料は無料です。



販売から運用・管理まで一貫して行う仕組みを利用し、低コスト化を実現



<お客さまに直接ご負担いただく費用>

お申込手数料 **無料**

※ただし、中途解約時には、中途解約日の基準価額の0.8%にお客さまが保有する口数を乗じて得た金額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

<お客さまに信託財産で間接的にご負担いただく費用>

運用管理費用 (信託報酬) **信託元本の額に対し、年率0.2%を乗じて得た金額**

<信託のチカラ2011-09の仕組み>

円建債券には「指定単独運用信託」を通じて投資します。



2

原則として、約3年半後の信託償還時の元本確保を目指します。



元本確保とは1万口当たり10,000円の確保を指します。

- 信託期間満了日に近い償還期日の債券を指定単独運用信託を通して購入することにより、運用期間中の金利の変動に関わらず、信託償還時の元本確保を目指します。
- 投資対象債券の発行体に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じ、元本を割り込むおそれがあります。

3

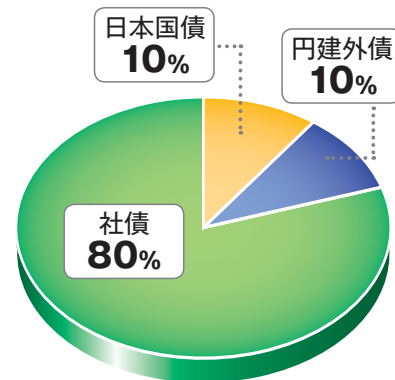
主にA格以上の円建債券に投資します。



運用銘柄選定、ポートフォリオ構築、ファンドの維持管理は年金運用で培った「りそなの運用力」を活用します。

主にA格以上の銘柄を選択。
信託期間満了日に近い償還期日の円建債券に投資し、運用収益の安定化を図ります。

- 円建債券に投資するため、原則、為替変動の影響を受けません。
- 一般的に発行体の信用リスクが高い場合は利回りが高い傾向にあり、信用リスクが低い場合は、利回りが低くなる傾向があります。
- 本商品の主な投資対象は、取得時においてA格以上の円建債券です。ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。



※信託設定時における信託財産が投資される債券の比率は、信託財産の純資産総額に対して、日本国債は30%以内、円建外債は20%以内、その他日本債券(社債および地方債など)については50%以上です。
 ※上記グラフは、本資料作成時のマーケット環境で予定している信託設定時の資産構成割合(ポートフォリオ)です。
 ※この割合は、マーケット環境等に応じて変更する可能性があるため、信託設定時には異なる割合となる可能性があります。
 ※また、中途解約等に対応するための債券の売却や債券の償還等があるため、信託設定時の割合が、信託期間中、維持されることを保証するものではありません。

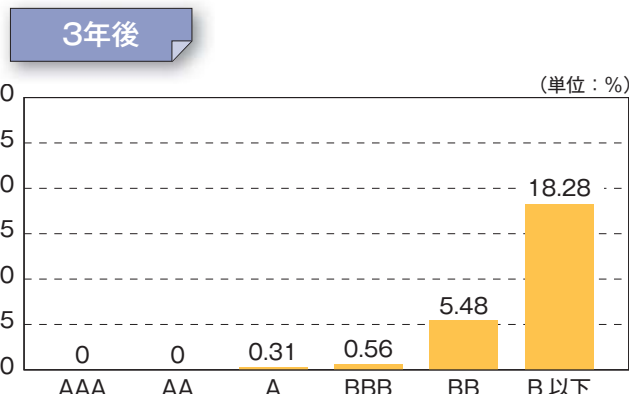
ご参考 格付とデフォルト率の関係

- 過去のデータによると、BBB格以上とBB格以下でデフォルト率(債務不履行となった率)に大きな差が見られます。
- 本商品の主な投資対象は、取得時においてA格以上の債券です。

格付別の平均累積デフォルト率

(格付ごとに計算した1~3年後に債務不履行になった率)

	(単位：%)		
	1年後	2年後	3年後
AAA	0	0	0
AA	0	0	0
A	0.06	0.18	0.31
BBB	0.12	0.34	0.56
BB	2.12	3.73	5.48
B以下	8.61	13.90	18.28
BBB以上(投資適格債)	0.07	0.21	0.35
BB以下(ハイイールド債)	3.29	5.58	7.81

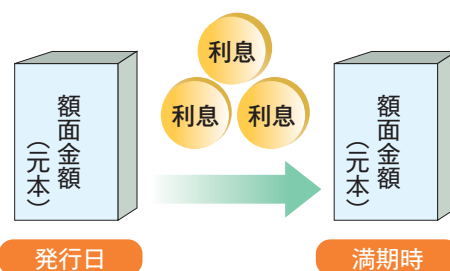


出所) R & I のデータを基にりそな銀行作成。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ご参考 債券について

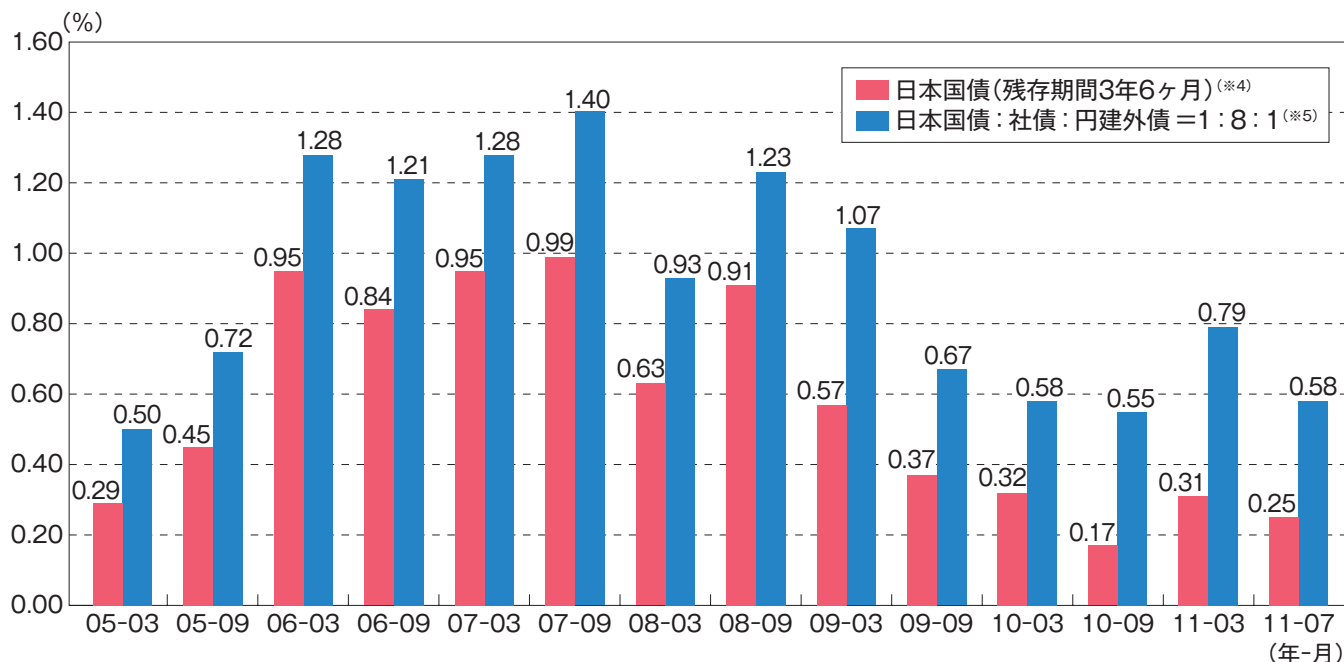
債券とは、発行体(国、地方公共団体、民間企業など)が投資者から資金を調達することを目的として発行するものです。このうち、企業が発行する債券のことを社債といいます。また、海外の発行体が日本国内において円建で発行する債券を円建外債といいます。一般に、債券は定期的に利払いがされ、発行体のデフォルト(債務不履行)がない限り、満期時に額面金額(元本)で償還されます。



ご参考

過去の利回りシミュレーション^(※1,※3,※6)

●社債を中心に組入れることで、利回りの向上を目指しています。



想定平均利回りイメージ^(※2) 0.50%(信託報酬控除前・税引き前) (平成23年8月5日時点)
 0.30%(信託報酬控除後・税引き前)
 0.24%(信託報酬控除後・税引き後)

※実際の利回りを保証するものではありません。

※1上記グラフの各月の月初をスタート時点として3年6ヶ月間保有した場合の利回り(年率)です。

※2信託期間満了日に近い償還期日の債券を購入しますので、信託期間の運用利回りは運用開始時に概ね確定します(運用期間中の金利変動の影響は受けません)。ただし、投資対象債券の発行体に債務不履行等が発生した場合はその限りではありません。

※3なお、過去の利回りシミュレーションは、ある一定条件に基づく試算により作成したものであり、将来の運用成果、または実際の運用開始時の利回り等を保証するものではありません。

※4(国債の利回りについて)データ出所:ブルームバーグ「日本利付国債残存3年、4年金利」データを合成して作成。

※5(シミュレーションの一定条件)データ出所:ブルームバーグ 日本国債:社債(A格およびAA格):円建外債(A格)=1:8:1のウエイトで、各利回りの過去データを合成して作成。

※6上記グラフについては、信託報酬および税金については考慮しておりません。

りそな銀行の概況

《概要》

商号……………株式会社りそな銀行
 本店所在地……………大阪市中央区備後町2丁目2番1号
 資本金……………2,799億円(平成23年3月現在)
 有人店舗数……………312カ店
 従業員数……………9,483名(平成23年3月現在)
 設立……………大正7年5月15日
 営業開始……………平成15年3月3日(注)

(注)旧株式会社大和銀行と旧株式会社あさひ銀行の合併・再編により、株式会社りそな銀行として営業を開始しています。

格付
(平成23年2月18日現在)

Moody's	…………… A1
S & P	…………… A
R & I	…………… A
JCR	…………… A

商品の主なリスクについて

この商品の主なリスクは以下の通りです。

- 「信託のチカラ 円建債券ユニット2011-09」は、当社が受託者として資産の運用および管理を行う実績配当型の金銭信託であり、預金または投資信託ではありません。
- この商品は、**投資元本および収益分配金が保証されている商品ではありません。**
- この商品は、お預りした財産を当社が委託者兼受託者となる指定単独運用信託を通して値動きのある有価証券等で運用しますので、これらの有価証券の発行体の信用状況の変化や金利等の指標の変動などを要因として、この商品の基準価額は変動します。基準価額が下落すると、損失が発生し、投資元本を割り込むおそれがあります。
- この商品は、運用の成果により基準価額が日々変動し、運用による利益および損失はこの商品をお申込みのお客さまに帰属します。
- この商品は、預金とは異なり預金保険の対象ではなく、また、投資者保護基金の対象でもありません。
- この商品は、市場環境や運用の状況により解約を制限し、信託を終了することがあります。
- この商品は、合同運用型の金銭信託であり、投資信託に適用される税制は適用されません。
- 毎決算日に分配方針に基づいた収益の分配を行う商品ですが、収益が少ない場合には分配が行われない場合があります。

①信用リスク

組入有価証券の発行体が倒産した場合もしくは発行体の倒産が予想される場合または財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いについて遅延または不履行が生じた場合もしくは予想される場合には、債券価格等が下落することがあります(ゼロになる場合もあります)。これらの影響を受け、この商品の基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

②金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、その影響を受け、この商品の基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すことになりませんが、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことで不測の損失を被ることがあり、この商品の基準価額の下落要因となります。一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

その他の留意点

中途解約に関する留意点①

この商品の中途解約時に適用される基準価額は、指定単独運用信託を通じて投資する債券の時価が反映されます。また、中途解約時には、中途解約日の基準価額の0.8%にお客さまが保有する口数を乗じて得た金額を信託財産留保額としてご負担いただきますので、お客さまが受取られた収益分配金を考慮しても、信託元本を下回る可能性が高いのでご注意ください。

中途解約に関する留意点②

この商品は、毎月10日(東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日)の中途解約及び特別な事由による解約の場合を除き、償還日まで換金できません。さらに支払停止、期日前終了決定後のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときには、中途解約の申込みは受け付けないことがあり、また、受付済の解約を取消することがあります。

お申込メモ

(1) 購入のお手続きについて

購入いただける方	個人および法人のお客さま
購入いただける人数の制限	・お申込いただける方は、499名までとします。 ・募集予定額に達していない場合でも、上記人数に達した場合は、取得勧誘を停止します。
募集予定額	40億円を予定額とします。 ただし、市場環境等によっては、上記金額に達していない場合でも取得勧誘を停止することがあります。また、市場環境等の変動により、運用に支障が出るのが想定される場合、または、申込金額が10億円を下回る場合には、当社の判断により信託を設定しないことがあります。
購入いただける金額の制限	1名のお客さまにつき1億円までとします。
お申込期間	平成23年9月8日(木)～平成23年9月20日(火)
購入単位	500万円以上、100万円単位とします。
購入価額	1口あたり1円とします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 ^(※) までとします。
信託設定日	平成23年9月22日(木)
信託期間	平成23年9月22日(木)から平成27年3月25日(水)までとします。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に際して、当社所定の手続が完了したものを当日のお申込みとします。

(2) 解約のお手続きについて

解約実行日	毎月10日(東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日)を解約実行日とします。
解約単位	お客さまが保有される口数全部が対象となります(一部解約不可)。
解約価額	解約実行日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
解約受付期間	解約実行日から起算して5営業日前の日から解約実行日まで受付します。
特別な事由による解約	受益者が死亡したときなどの特別な事由による解約については、毎営業日を解約実行日として、 当初お申込みいただいた口数全部 の中途解約の申込を受け付けます。なお、この場合、解約実行日が東京証券取引所の休業日に当たる場合はお申込みいただけません。
解約金	原則として、解約実行日から起算して6営業日目の日からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 ^(※) までとします。
解約申込受付時の中止および取消	金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等があるときは、当社の判断で解約の申込受付を中止すること、および既に受付けた解約の申込受付を取消することができます。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に際して、当社所定の手続が完了したものを当日のお申込みとします。

(3) 収益分配について

収益分配	年2回。毎決算時に収益の分配方針に基づいて分配を行います。 (信託償還時の収益分配金相当額は、信託償還金額の一部としてお支払いします。)
収益分配金のお受取り	・原則として、決算日から起算して3営業日目からお支払いします。 ・税金を差引いた後、あらかじめご指定いただいた当社におけるお客さま名義の預金口座(普通預金または当座預金)に入金します。

(4) 償還について

償還日	平成27年3月25日(水)
償還金のお受取り	償還日から起算して3営業日目からお支払いします。
繰上償還	当社は、本商品の受益権の口数が10億口を下回った場合等一定のやむを得ない事情が発生したときは、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。

(5) 決算および運用報告について

決算日	年2回決算、原則3月25日、9月25日(銀行休業日のときは翌営業日)です。 第1回目の決算日は、平成24年3月26日(月)とします。
運用報告書	毎年3月、9月の決算期ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、受益者にお届けします。

(6) 課税関係について

課税関係	配当金及び元本を超過する収益金については利子所得として20%(所得税15%、住民税5%)の源泉所得課税となります。投資信託の課税制度は適用されません。
------	---

本商品の費用について

費用

<お客さまに直接的にご負担いただく費用について>

信託設定時	お申込手数料	無料
中途解約時	信託財産留保額	中途解約時には、中途解約日の基準価額の0.8%にお客さまが保有する口数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

<お客さまに間接的にご負担いただく費用について> (いずれも信託財産から支払われます)

保有時	信託報酬 (信託財産の運用管理にかかる費用)	信託財産の中からいただきます。信託報酬は信託元本に対して、年率0.2%とします。
	その他費用	信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用(指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託における信託財産に関する租税および費用を含みます。具体的には、有価証券売買委託手数料、有価証券保管手数料、監査費用等がありますが、これらに限られません。)は、信託財産(指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託の事務に要する費用はこれらの信託財産)の中から支払う場合があります。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり発生時まで確定しないため事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

本商品の費用について

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下は個人のお客さまの源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	利子所得として課税 収益分配金に対して20%
解約時および償還時	所得税および地方税	利子所得として課税 解約時および償還時の差益に対して20%

- ・上記は平成23年7月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人のお客さまの場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

その他

(1) 基準価額の算出方法について

本商品では毎営業日に、その前営業日の基準価額を算出します。

基準価額は、計算を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を計算を行う日の前営業日の受益権の総口数で割った額です。

(2) 基準価額算出頻度について

当社の毎営業日において、その前営業日の基準価額を算出します。

(3) 基準価額の照会方法

基準価額は店頭にてご確認いただけます。

お取引店へお問合せ下さい。

実績配当型金銭信託（信託のチカラ）円建債券ユニット2011-09の商品内容に関するお問合せ、ご相談は、りそな銀行の本店および国内各支店（出張所を含みます）等（詳細は以下のホームページでご確認ください）をお願いいたします。

ホームページアドレス：<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/>